

子ども・子育て支援新制度における 利用調整等について

平成26年8月27日

1 . 2号・3号認定子どもに係る利用調整について

1 . 基本的な考え方

- 子ども・子育て支援新制度では、国会審議の際の法案修正により、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。

※ 参考:改正後児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた同法第24条第3項

第二十四条

- 3 市町村は、保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

※ 二重下線部は法附則第73条第1項に読み替えられた部分。

(参考:読替前の児童福祉法第24条第3項。下線部は附則第73条第1項により、具体的に読み替えられた部分)

第二十四条

- 3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

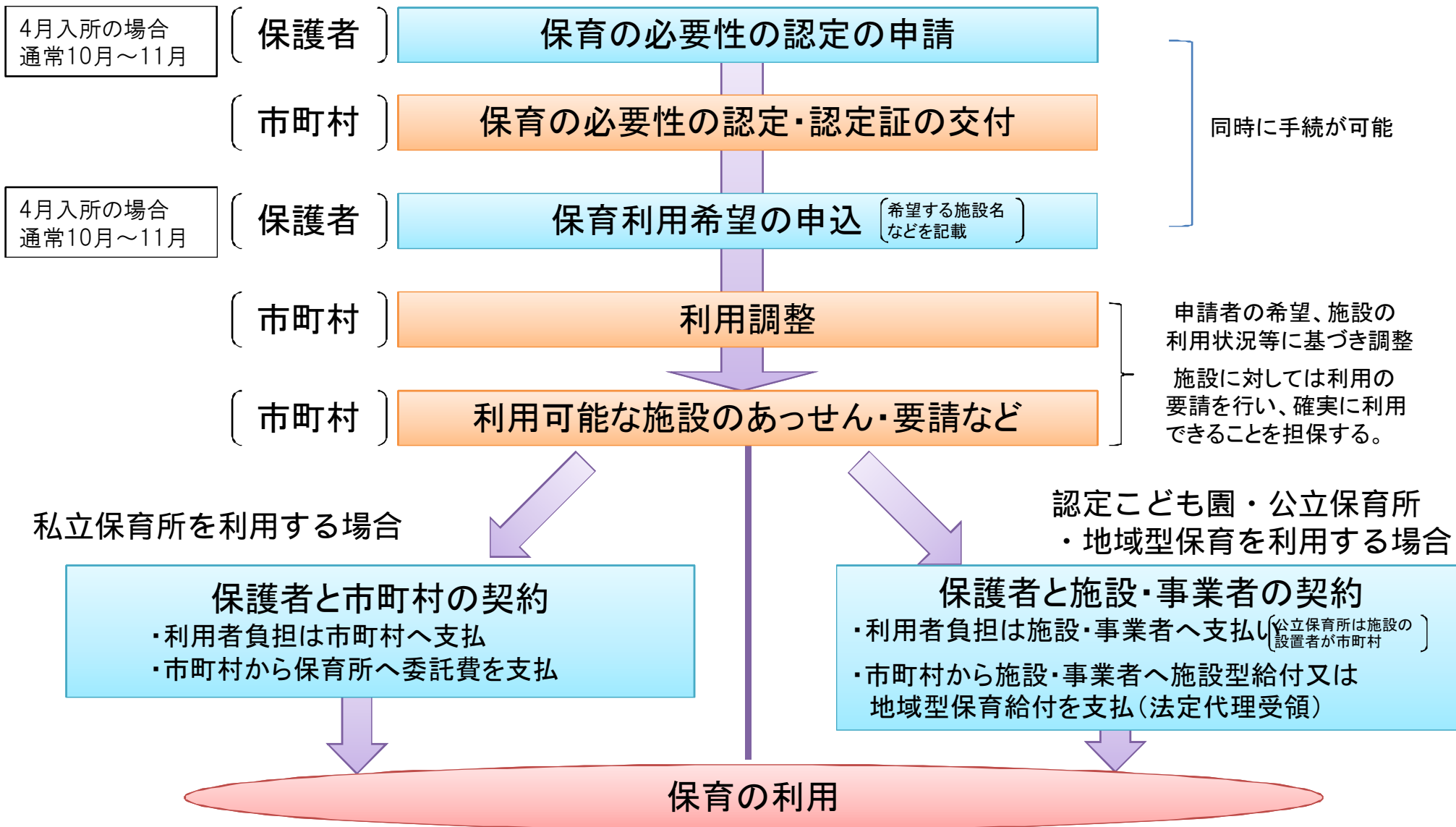
- この「利用調整」の規定については、待機児童が多い自治体に限らず、すべての自治体の保育利用につき、利用調整をおこなうことが求められており、法案修正の結果、保育の実施義務を有する市町村に対し、保育利用の強い関与と調整を求めている規定となっている。

- 新制度においては、2号・3号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(特定教育・保育施設等)を利用するに当たって、
 - ①運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受け入れることが求められ、
 - ②児童福祉法に基づき、すべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が利用調整を行う(特定教育・保育施設等には協力義務等が発生)こととしている。(運営基準第6条、第7条、第39条、第40条、児童福祉法第24条・附則第73条)

- 上記にあるとおり、保育所のほか、保護者との直接契約施設・事業である認定こども園及び家庭的保育事業等のいずれの施設・事業を利用する場合であっても、市町村の関与・調整を経て、保育の必要度に応じた利用、受入を行うことが前提となるが、それを踏まえた上で、法案修正の趣旨に反しない範囲で、保護者の希望・選択の自由の保障のあり方や特定教育・保育施設等の募集、契約方法を踏まえた利用調整の手続きの具体的な運用のあり方をお示しする。
 - ※ 現行の認定こども園を構成する私立認定保育所については、児童福祉法の特例により、私立認定保育所を通じて募集し、利用定員を超える応募があった場合、保育所が選考する仕組みを設けている

新制度における保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。（改正児童福祉法第73条1項）
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、利用者負担の徴収は市町村が行う。



(参考) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる

事前相談(市町村等)・保育所見学(各保育所)

10月~11月

入所申込み(市町村)

概ね以下の書類を添付して、「希望する保育所」とともに申込み
・「保育に欠ける」旨を証明する書類
・所得証明(源泉徴収票等)

※概ね12月半ばから1月末にかけて申込みを締めきり、その後、選考を実施

審査・調査

入所選考会議

会議において、各市町村が定める入所選考基準に基づき、「保育に欠ける」かどうか、入所可能かどうかを保育所ごとに選考を実施。その際、特に待機児童が多い市区町村などでは、調整指数を用いた選考を行うことが一般的。

※2次選考なども実施

2月

※概ね2月半ばから2月末にかけて決定・通知

①入所承諾(内定)
②入所不承諾(保留)

①保育所入所承諾書を所得に応じて決定した利用者負担額とともに送付
②入所不承諾(保留)書を、認可外保育施設の情報、助成制度の案内等とともに送付

4月

入所


○ 市町村と契約、利用者負担を市町村に対して支払い

保留
(入所待機)

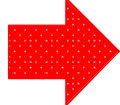
○ その後も、有効期限内に、希望保育所の定員に空きが生じ次第、随時選考
※有効期限は市町村によって異なる(1年間又は6ヶ月間としている例が多い)
○ 保護者は、保留中は、他の施設を利用するなどして入所待機
・家庭的保育
・認可外保育施設
・育児休業の延長
・自宅待機 等

(参考) 保育の必要性認定・指数(優先順位)(イメージ)

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由	 1 保育標準時間 2 保育短時間	1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ		
<保育標準時間> Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□	計 X人
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○	計 Y人
保育短時間も同様		

 利用調整へ
(次頁へ)

利用調整（選考）の基本イメージ

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

- ①施設・事業所
- 1 A保育園(保育所)
 - 2 B保育園(保育所)
 - 3 C認定こども園(認定こども園)
 - 4 D保育室(小規模保育)
 - 5 Eキッズルーム(小規模保育)
 - 6 F家庭的保育室(家庭的保育)
 - ⋮



- ②希望順位
- 第1希望 A保育園
 - 第2希望 C認定こども園
 - 第3希望 D保育室



- ③申請者の指数
(ポイント)

各施設・事業所の入所順位

<保育標準時間> A保育園	○○	○○(第1希望) 10点
	□□	□□(第1希望) 10点
	◇◇	◇◇(第1希望) 9点
	△△	△△(第2希望) 9点
	⋮	
C認定こども園	△△	○○(第1希望) 10点
	□□	○○(第2希望) 10点
	▲▲	◇◇(第1希望) 9点
	⋮	

保育短時間も同様

利用調整（選考）の基本イメージ

A 保育所
1 歳児 定員 12 人 申込者 13 人

第 1 希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が高い順に決定

a : 第 1 希望 A 保育所

b : 第 1 希望 B 認定こども園 (×)
第 2 希望 A 保育所

10 (a1)
10 (a2)
10 (a3)
10 (a4)

10 (a1)
10 (a2)
10 (a3)
10 (a4)
10 (b1)
10 (b2)
10 (c1)
9 (a5)
9 (a6)
9 (a7)
9 (a8)
9 (d1)

10 (b1)
10 (b2)

B 認定こども園に入所不可

9 (a5)
9 (a6)
9 (a7)
9 (a8)

c : 第 1 希望 B 認定こども園 (×)
第 2 希望 C 保育所 (×)
第 3 希望 A 保育所

10 (c1)

B 認定こども園、C 保育所に入所不可

8 (a9)
8 (a10)
8 (a11)
8 (a12)
7 (a13)

第 2 希望、第 3 希望で入所できる施設・事業がない場合、更なる保育の受け皿の整備が必要となる

d : 第 1 希望 C 保育所 (×)
第 2 希望 A 保育所

9 (d1)

C 保育所に入所不可

2 . 利用調整までの流れについて

(1) 行政による情報提供

○ 保育の利用に当たって、保護者の選択に資するよう、地域にある特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の情報を一覧性ある形で提供することとされている。(支援法58条2項)

○ 地域にどういった特定教育・保育施設等が存在するのか、また、提供される教育・保育の内容、求められる利用者負担(上乗せ徴収・実費徴収)等について、保護者に分かりやすい形で示すことにより、利用調整の前提となる保護者の希望の基礎を固める。

※情報公表は都道府県が実施することとなっているが、一方、現行、多くの市町村が実施しているとおり、地域の保育資源について熟知している市町村からも、随時提供する体制を構築することが望ましい

※このほか、市町村事業である利用者支援事業による利用の支援も考えられる。

(2) 施設・事業者による事前広報

○ 行政による情報提供のほか、施設・事業者においても、運営規程の概要、職員体制、利用者負担など、利用者申込みの施設の選択に資する重要事項を掲示することを含め(運営基準第23条・第50条)、保護者の選択に資するよう、施設・事業者において保育内容や設備環境等を保護者に知らせたり、保護者による見学希望に対応したりすることも考えられる。

(3) 保育の必要性の認定

○ その上で、保護者からの申請に基づき、市町村は、保育の必要性の認定を行う。

※その際、現行の保育所の運営において、入所申請の際に、同時に入所希望先を聴いているように、利用調整に当たって必要となる保護者の希望の聴取を同時に行うことも可能。

※原則、市町村に対して申請し、市町村は30日以内に認定の可否を通知

3 . 利用調整

- 必要性の認定を行った上で、利用調整の前提となる保護者の希望先を聴取し、利用調整を行うこととなる。
- 利用調整のあり方については、保育の必要度に応じた利用、受入が前提となるが、その上で、(1)認定こども園等の取扱い、(2)地域型保育の連携施設の取扱い、(3)広域利用の取扱い、についてお示しする。

(1) 認定こども園等の取扱い

) 調整方法について

- 利用調整については、従来より、すべての施設・事業類型を通じて、調整を行う方法を想定。
- その上で、一定の場合に、直接契約である認定こども園、地域型保育に関し、保護者の希望をより踏まえた形で調整を行うことも可能な取扱いとする。

※連携施設として、地域型保育事業からの卒園後の受け皿となる場合に関する調整のあり方については後述。

利用調整のパターン

パターン1:すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法(従来から想定されている標準的な調整方法)

⇒パターン1の場合、例えば、保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度(ポイント)が高い場合、前者の保護者が優先的に選考される。

パターン2:直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法

※この場合、施設を通じて利用募集をかけることが基本

※利用調整方法については、認定申請の際、来年度の募集要項を配布する際等を活用して周知することが必須

※第1希望である施設・事業所は1ヶ所に限定することが必要(何カ所も第1希望として応募させない)

※この場合であっても、利用調整の時期は市町村が定めることとする

(他の施設類型の利用調整の時期と揃える又はこのパターンによる場合は園の希望時期を尊重する)

⇒パターン2の場合、例えば、保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度(ポイント)が高い場合であっても、後者の保護者が優先的に選考される。

）対象となる市町村について

- 保育の必要度に応じた利用の保障との関係を両立させていくことが求められることから、対象となる地域については、上記 i) のパターン2の方法によることができる。

①利用状況に余裕のある市町村、②待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村。

それ以外の待機児童が多い市町村のうち、3歳以上児に係る待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村については、3歳以上のみをパターン2の方法に委ねることも可能。

①待機児童がおらず、利用状況に余裕のある市町村

- 保護者による選択の自由が確保しやすい状況であること

②待機児童が0人又はそれに比較的近い状況の市町村

- 待機児童が0人又はそれに比較的近い状況の市町村であって、0人を達成又は維持出来る見込みが立つ市町村においては、直接契約である施設・事業への入所を希望する保護者の意見を最優先に尊重しつつ、的確な利用調整により、(地方単独事業を含め)概ね行き先を決めることが可能な状況ともいえること

③待機児童が多い市町村

- 待機児童が多い場合、パターン1と比較して保育の必要度が高いものの、入所先が決まらない保護者を生む可能性が高いパターン2を採用することは不相当といえること
- ただし、3歳以上児に関しては3歳未満児と比較して待機児童が少なく、かつ、年度途中の変動も大きくないことから、こうした市町村であっても、3歳以上児の待機児童が0人又はそれに近い市町村であって、0人を達成又は維持することができる見込みが立つ場合、直接契約である施設・事業への入所を希望する保護者の意見を最優先に尊重しつつ、的確な利用調整により、(地方単独事業を含め)概ね行き先を決めることが可能な状況ともいえること

）実施要件について

利用状況に余裕のある市町村における対応

- 待機児童がおらず、利用定員に余裕がある市町村については、以下の要件を満たすことを求めるとともに、地方版子ども子育て会議において調整方法を説明、了解を得た上で、上記の2パターンの中から、調整方法を選択する仕組みとする。

＜過去3年間、以下の2つの要件を満たす市町村＞

①4月1日時点における待機児童が0人であること

②保育所等の利用定員数が利用児童数を上回っていること

- また、こうした市町村であっても、3歳以上児と3歳未満児で状況が異なる市町村が多いと想定されることから、認定区分(2号・3号)で方法を分けることも可能な取扱いとする。

待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村における対応

- 待機児童0人を達成することが見込まれる市町村については、以下のAを対象市町村とした上で、一定のBの要件を満たし、保育の確保方策に係る責務を果たしていると認められる場合、パターン2による利用調整方法も選択することを可能な取扱いとする。
- また、こうした市町村であっても、3歳以上児と3歳未満児で状況が異なる市町村が多いと想定されることから、認定区分(2号・3号)で方法を分けることも可能な取扱いとする。

【A:対象市町村】

＜対象となる市町村(1):過去3年間、以下の要件を満たす市町村＞

- 過去3年間、4月1日時点の待機児童が0人であること
- パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、地方単独事業による認可外保育施設の定員を上回っていること

＜対象となる市町村(2):以下の要件を満たす市町村＞

- 待機児童が50人未満(特定市町村に該当しない場合)であり、かつ、翌年4月時点において待機児童0人を達成又は維持できる見込みがある市町村
- パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、地方単独事業による認可外保育施設の定員を上回っていること

※翌年4月に待機児童0人が達成又は維持できない場合、翌々年度の募集に当たっては、パターン1による利用調整方法によることとする

【B:想定される要件案】

○以下の要件のいずれも満たすこと

- a. 地方版子ども・子育て会議において調整方法を提示、了解を得ること(これは①と同様)
- b. 利用者支援事業を活用し、保護者の幅広い選択をサポートすること(情報格差を生じさせない)
- c. 認定こども園(保育認定部分)、地域型保育事業の利用調整の結果、選考から漏れた場合、保護者に通知した上で、選考に漏れた保護者を保育所(第2希望以下の施設)の利用調整で救済できるようにすること

※第1希望を1ヶ所とする点は①と同様

※第1希望が叶わない場合、第2希望以下の施設・事業で調整をする点は通常の利用調整と一緒に(仮に第2希望以下の記載がない場合、保護者にその他の施設・事業の利用の意思がないか確認することが必要)。

それ以外の待機児童が多い市町村のうち、3歳以上児の待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村

- 上記①・②以外の待機児童が相当数存在している市町村であって、3歳以上児に係る待機児童0人を達成することが見込まれる市町村については、以下を対象とした上で、上記②のa～cの要件を満たした上で、3歳以上児の利用調整に関して、パターン2による利用調整方法も選択することを可能とする。

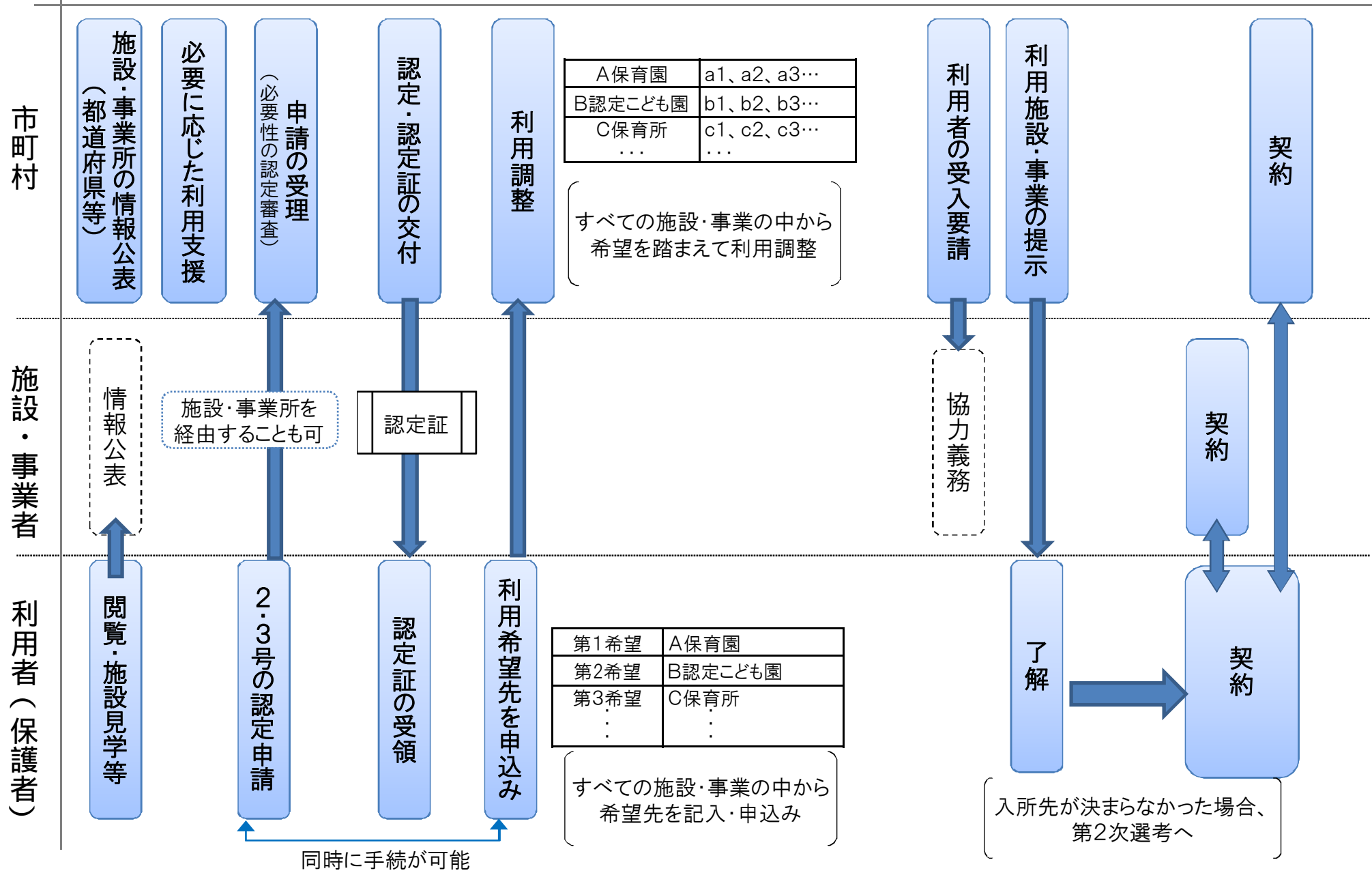
＜対象となる市町村：以下の要件を満たす市町村＞

- 3歳以上の待機児童について、翌年4月時点において待機児童0人を達成又は維持できる見込みがある市町村
- パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員(3歳以上)が、地方単独事業による認可外保育施設の定員(3歳以上)を上回っていること

※翌年4月に待機児童0人が達成又は維持できない場合、翌々年度の募集に当たっては、パターン1による利用調整方法によることとする

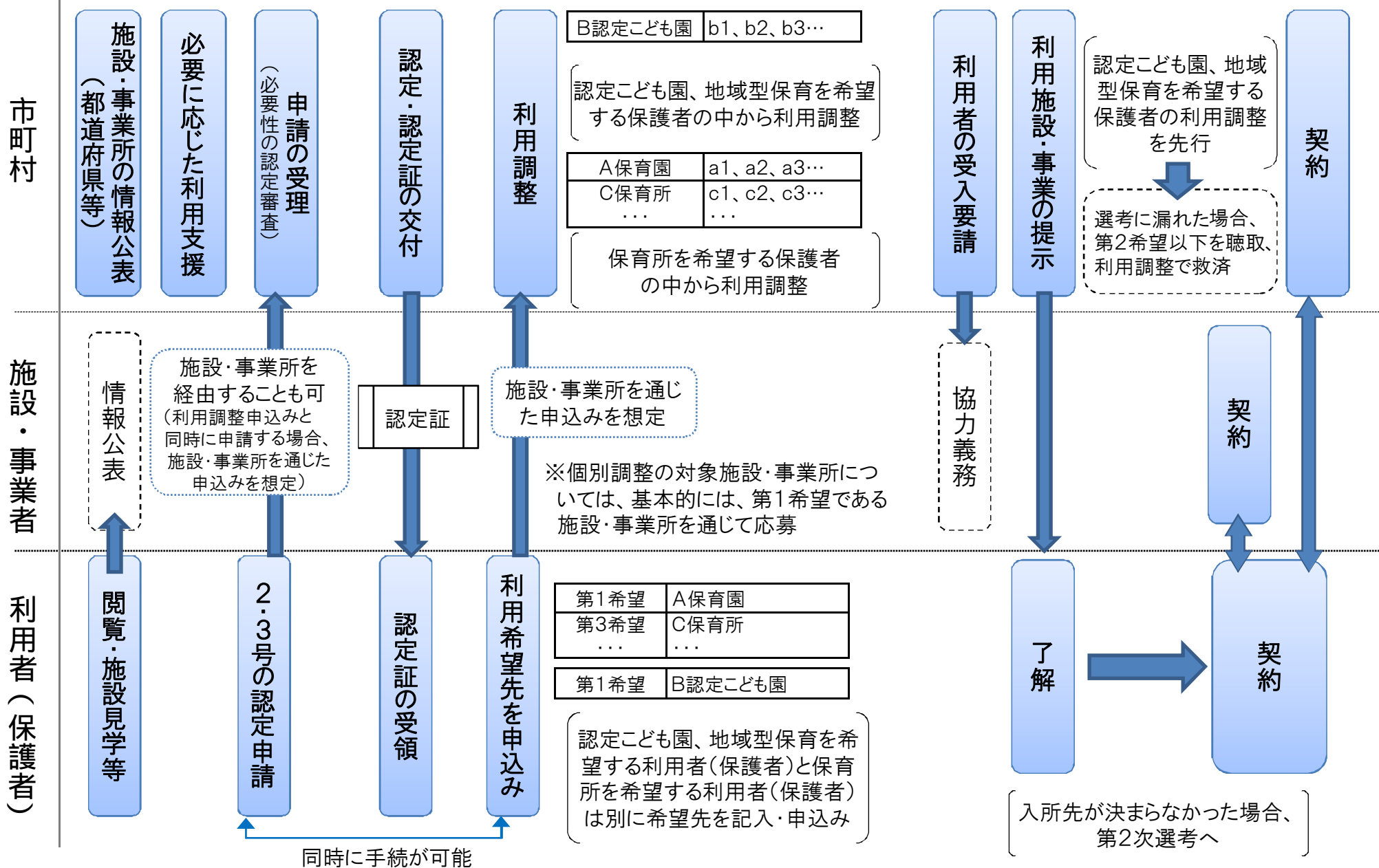
一般的に想定している必要性の認定・利用調整の流れ（パターン1）

例えば10月～11月



必要性の認定・利用調整の流れ（パターン2）

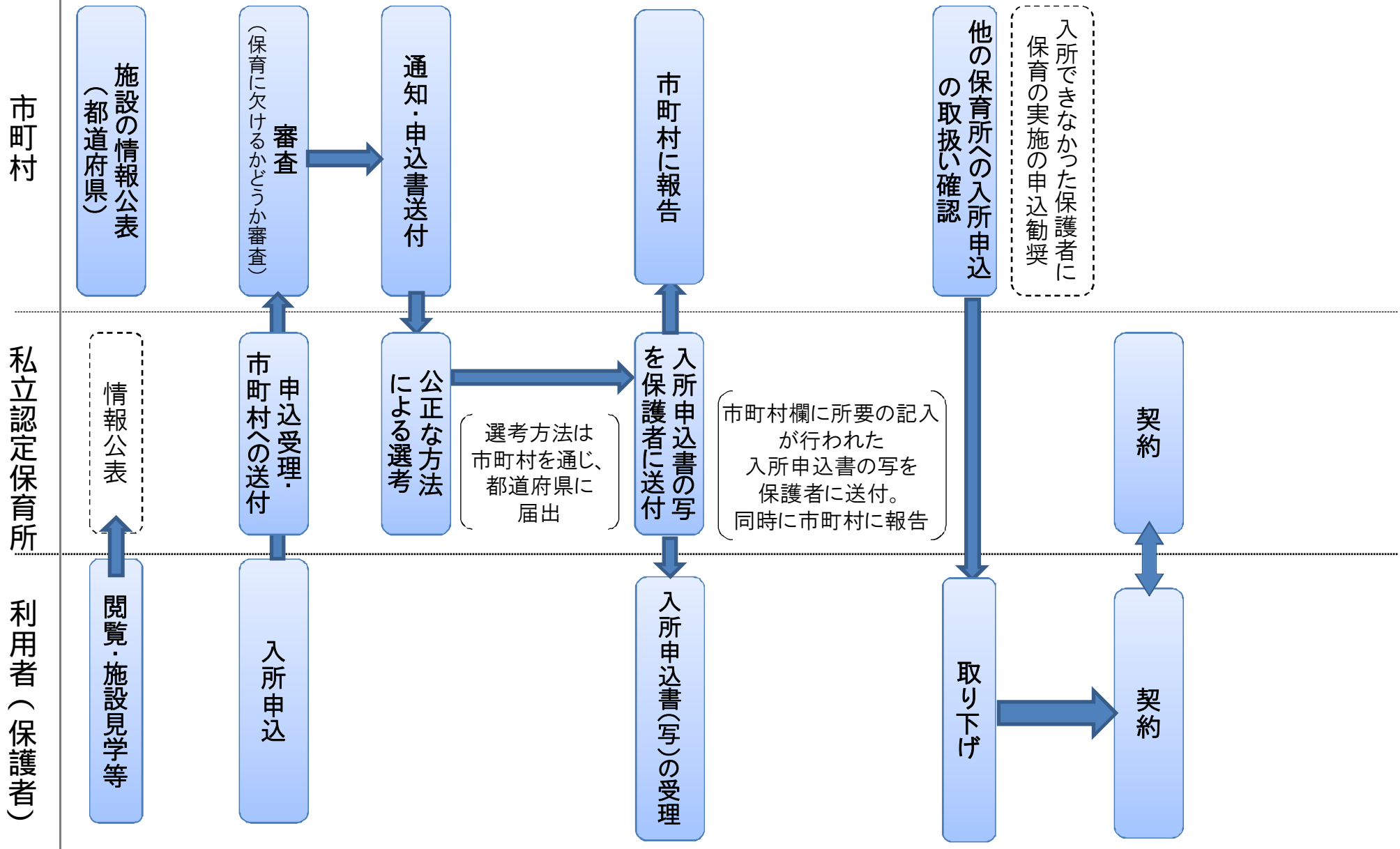
例えば10月～11月



同時に手続きが可能

(参考1) 現行の私立認定保育所(認定こども園)の利用の流れ

例えば10月~11月



(2) 地域型保育事業の連携施設に関する取扱い

- 地域型保育事業については、0～2歳児を対象としており、卒園後の受け皿となる連携施設の設定を求めているが、連携施設として、地域型保育事業からの卒園後の受け皿となる場合にあっては、これを優先させることとした上で、当該施設における定員数から地域型保育事業からの受入数を除いて利用調整を行うこととする。

※受け皿の設定は、もとより連携施設に通う0～2歳児の継続的利用を妨げるものではないことに留意。

※また、年度途中で満3歳になった場合は特例給付による対応が可能(連携施設の受け皿はいわゆる「年少クラス」における対応)

※施行後5年の間は、3歳以降、引き続き、保育の利用を希望する保護者に対しては、利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるために必要な措置を講ずることを要件として、連携施設を設けないこととするを可能とする経過措置の対象となっている。

< 連携施設における利用調整例 >

各事業・施設ごとに受け皿を確保

A 小規模保育
2歳児：8人



B 保育所
3歳児：20人
(うちAからの
受入枠8人)



B 保育所は
3歳児12人
(20 - 8)に
関して利用調整

1対複数、複数対複数であっても同様

C 小規模保育
2歳児：6人



D 認定こども園
3歳児：35人
(うちCからの
受入枠6人)



D 認定こども園は
3歳児29人
(35 - 6)に
関して利用調整

最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

○ なお、地域型保育事業が0～2歳児までの事業であることをかんがみ、連携施設による卒園後の受け皿の設定を求めているが、既に地域型保育事業に関する検討の中で確認している通り、保護者の希望等に応じて、卒園後、連携施設以外の保育の受け皿を利用することも可能な取扱いとする。

※その際は、連携施設のように保育の受け皿として優先的な利用の取扱いを行わず、通常の保育所等の利用に関する利用調整における取扱いを基本とする。

○ また、保護者が連携施設に進路を希望した場合については、前述のとおり、当該連携施設に受入れ枠を確保し、連携施設に入園できることとし、それ以上に保育必要度の高い子どもが当該連携施設に入所する必要がある場合については、施設の定員弾力化や、児童福祉法上の措置により対応することとする。

<卒園後の受け皿について> ※一覧は次ページ

- 小規模保育事業は、受入対象児童が0～2歳であることから、保護者からみると3歳以降に通う施設を探す必要がある。
- 特に0～2歳の時点で就労し、保育を利用している保護者が、3歳の時点で何らかの施設を利用する必要性は高いことが想定され、また、一般的な子どもの居場所の割合にかんがみると、3歳以降は認定こども園、幼稚園、保育所等の利用者が多くを占めている。
- そのため、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿があることが、「再度、受け入れ先を探さずに済む」という保護者の安心、ひいては事業の安定性を確保していくのに重要である。
- その際、連携施設における受け皿確保に当たっては、保護者の安心感、卒園後の利用希望に基づく選択可能性を踏まえ、例えば、連携施設において移行実績等を踏まえた受入定員枠を目安として設けた上で、より実効性を持たせるよう、小規模保育事業の利用者の個々の移行希望を把握してから最終的な受入枠を設けるなど、地域の実情に応じたルールを定める必要がある。
- 受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとする。
- また、受入枠を設けている連携施設以外の施設(2号認定の利用定員枠を設けている施設)への入所を希望する場合、利用調整を行う市町村において、調整に当たっての優先度を上げるなど、3歳以降のスムーズな利用に結び付けるための措置を講ずることも考えられる。

【卒園後の受け皿に関する連携施設のイメージ】

1対1の場合

各事業・施設ごとに受け皿を確保

A 小規模保育 2歳児：8人 → B 保育所 3歳児：20人
(うちAからの受入枠8人)

C 小規模保育 2歳児：6人 → D 幼稚園 3歳児：35人
(うちCからの受入枠6人)

最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

1対複数の場合

複数の施設で受け皿を確保

A 小規模保育 2歳児：10人 → B 保育所 3歳児：15人
(うちAからの受入枠5人)
C 認定こども園 3歳児：50人
(うちAからの受入枠5人)

最終的には、利用者の希望を聴取の上、確定

複数対複数の場合

複数の事業の2歳児を複数施設全体で確保

A 小規模保育 2歳児：8人 → D 保育所 3歳児：30人
B 小規模保育 2歳児：10人 → E 認定こども園 3歳児：50人
C 小規模保育 2歳児：6人 → F 保育所 3歳児：20人

D、E、F合わせて24名分の受け皿を確保
教育・保育提供区域の単位の中で、複数対複数の連携施設とすることも考えられる。

＜卒園後の受け皿について(続き)＞

連携先	取扱いの方法(例)
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 1号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考時に優先的に取り扱うことを予め当該幼稚園が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入園させる(3歳から新規に1号認定を受けて入園を希望する者と比較して)。 2号認定を受けて1号定員の範囲内で幼稚園を利用する場合も同様。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、利用調整時に優先的に取り扱うことを予め市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(3歳からの新規入園希望者と比較して)。 当該保育所内の3歳未満児からの持ち上がりは、当然、最優先。 ※0～2歳児のみを受け入れる乳児保育所に関しても、同様の連携施設の設定を可能とする。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ➢ “連携施設”である旨を明示。 ➢ 1号及び2号の利用定員の設定において、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定する。この範囲を基本として、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを予め当該認定こども園及び市町村が明示することにより、透明性を確保しつつ、特定の小規模保育等からの入園・入所希望者に応じた最終的な優先的利用枠を設定し、優先的に入所させる(幼稚園、保育所と同様)。 ※当該認定こども園内の3歳未満児(利用定員を設けている場合)からの持ち上がりは、当然、最優先

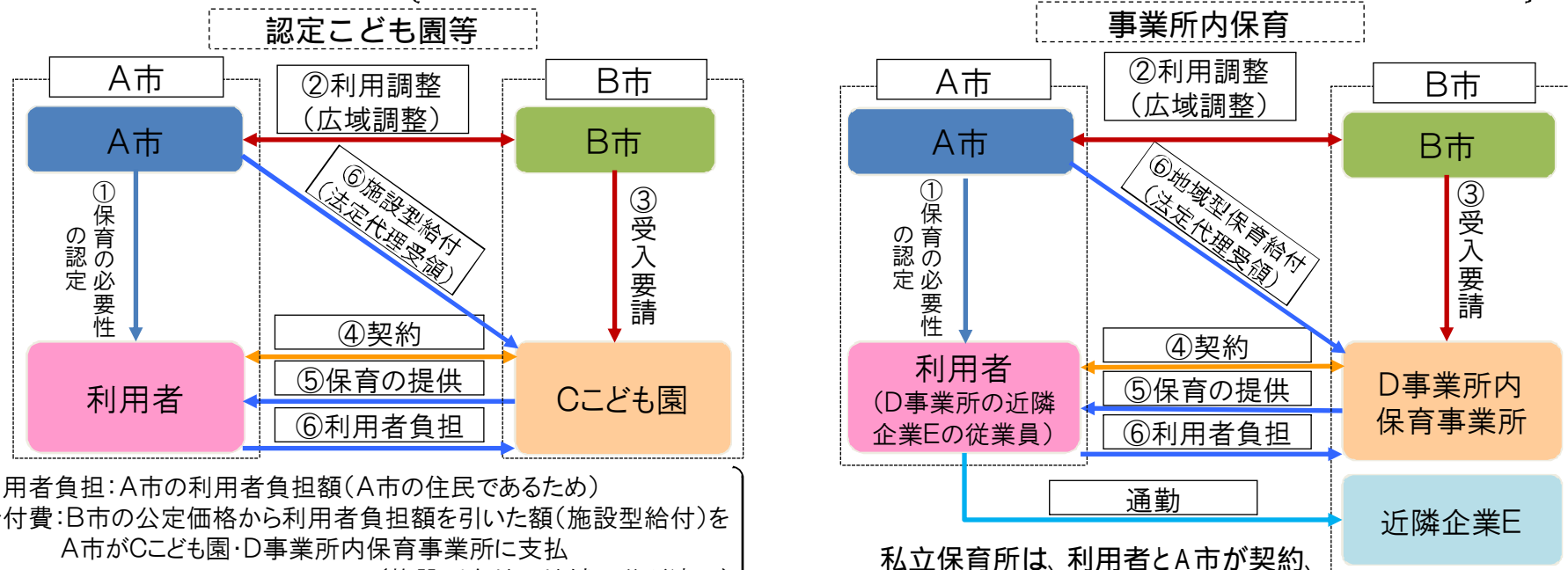
(3) 広域利用の取扱い

- 市町村域をまたがった利用となる広域利用に当たっては、保護者(利用者)が居住する市町村と施設・事業が所在する市町村間の調整が必要となる。
※1号認定子どもについては、広域調整を経ることなく、保護者が直接施設に申し込みを行う。
- この際の取扱いについては、施設・事業所在地市町村において、他市町村の住民の利用に関する取扱い(優先度)に基づき、調整を行うこととなる。
- その上で、所在地市町村においては、当該保護者の保育の必要度を踏まえつつ、
 - ・各市町村間における住民の広域利用の実態
 - ・利用定員の状況や待機児童の発生状況
 等を勘案し、調整を行うことを基本とする。
 なお、その際、市町村間で予め調整のうえ、事業計画において広域利用を前提とした供給体制を位置づけた場合については、所在地市町村において、当該位置づけに特に配慮した調整を行うことが必要となる。
- なお、事業所内保育事業の地域枠については、事業所所在地市町村にある近隣企業の従業員(所在地市町村以外の住民)が利用を希望することもあり得る(地域枠として受入)ため、広域利用に当たっても、これを念頭に置いた取扱いが必要となる。

< 想定される広域利用の調整例 >

B市における保育の必要度に応じて調整

※広域利用希望は、施設・事業を特定して希望することが想定されるため、パターン1による方法を採用している市町村であっても、当該施設・事業に関してのみ調整を行うことになる



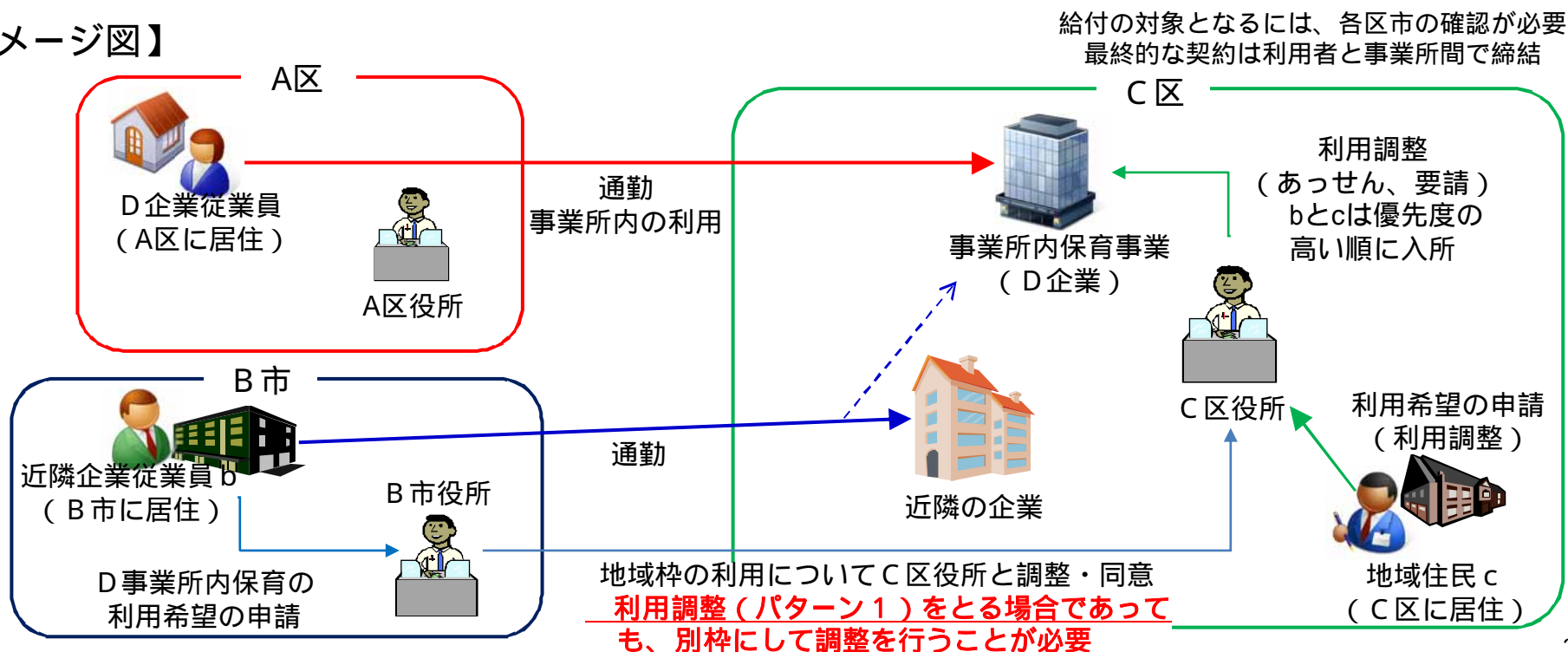
利用者負担: A市の利用者負担額(A市の住民であるため)
 給付費: B市の公定価格から利用者負担額を引いた額(施設型給付)を
 A市がCこども園・D事業所内保育事業所に支払
 (施設所在地の地域区分が適用)

私立保育所は、利用者とA市が契約、
 利用者負担支払い

【事業所内保育事業における同地域にある他社の従業員の地域枠による利用について】

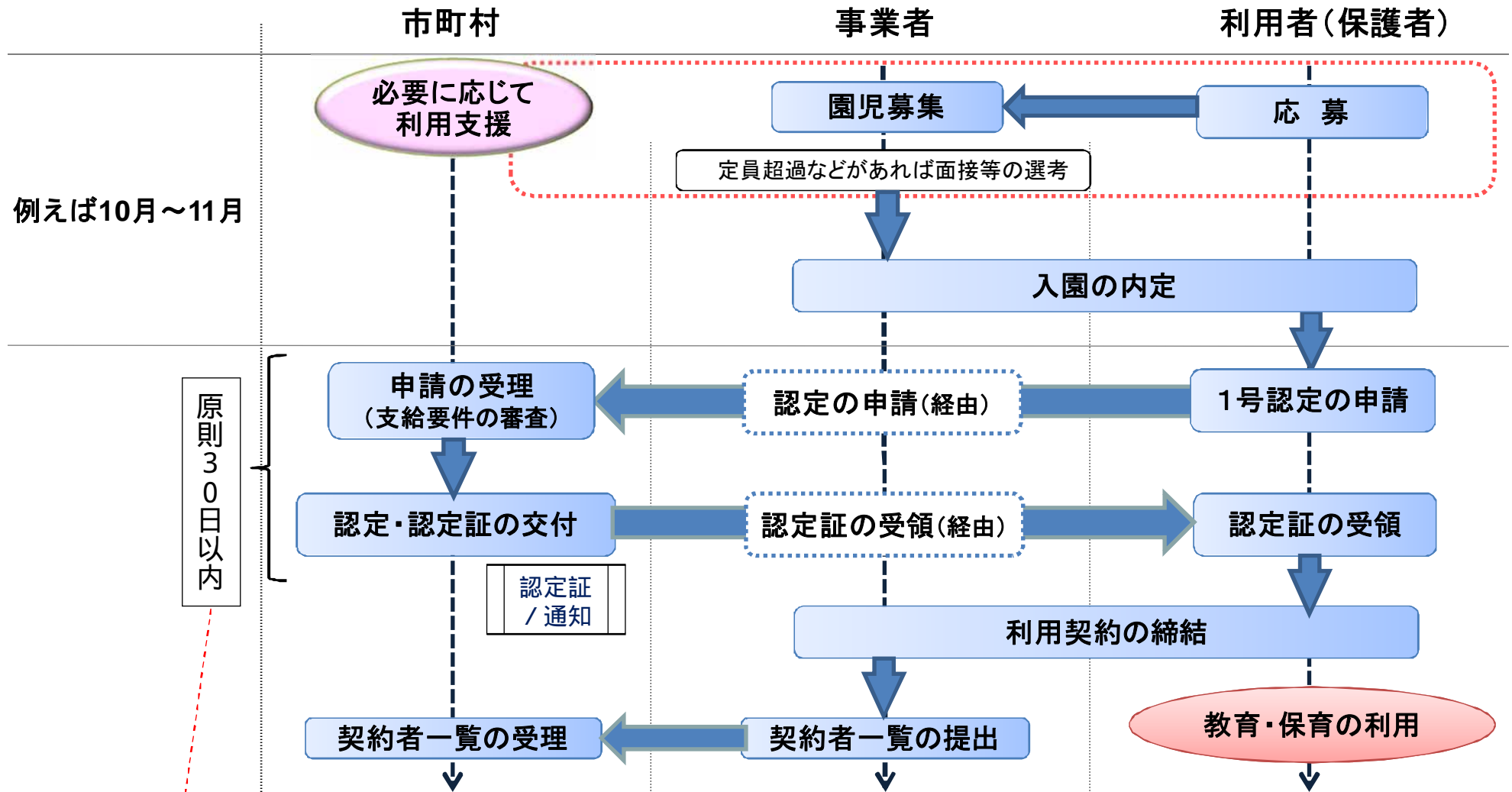
- 地域枠については、基本は認可を行う市区町村に居住する子どもが利用することが想定されている。
- その上で、事業所内保育事業の所在地市町村と居住地市町村が別であるケースを中心に、所在地市町村にある他社従業員の子どもの地域枠における受け入れ※について、検討が必要。
※複数企業による共同運営を行っている場合、当該企業の子どもについては、従業員枠で利用
- こうしたケースは、主として大都市部のように、事業所在地市区町村に住民、保育需要自体が多くない、又は、当該市区町村自体には保育需要があっても、事業所内保育事業が所在している地域(エリア)には住民があまりおらず、保育需要が多くない場合があることも想定される。
- 一方で、同地域においては、当該事業所内保育を設置・運営している企業のみならず、周辺他企業についても利用希望がある場合、こうした保育需要に対応することも重要であり、ひいては、事業所内保育事業の安定的な運営にも繋がる。
- 地域枠を設ける場合、所在地市町村の住民ニーズに充当されることが基本であるが、近隣の他社従業員の子ども(居住地は他市町村)が事業所内保育事業の利用を希望する場合、当該居住地市町村と所在地市町村が連絡・調整(利用調整)した上で、所在地市町村の同意が得られることを前提に、地域枠として利用することを可能とする。

【イメージ図】



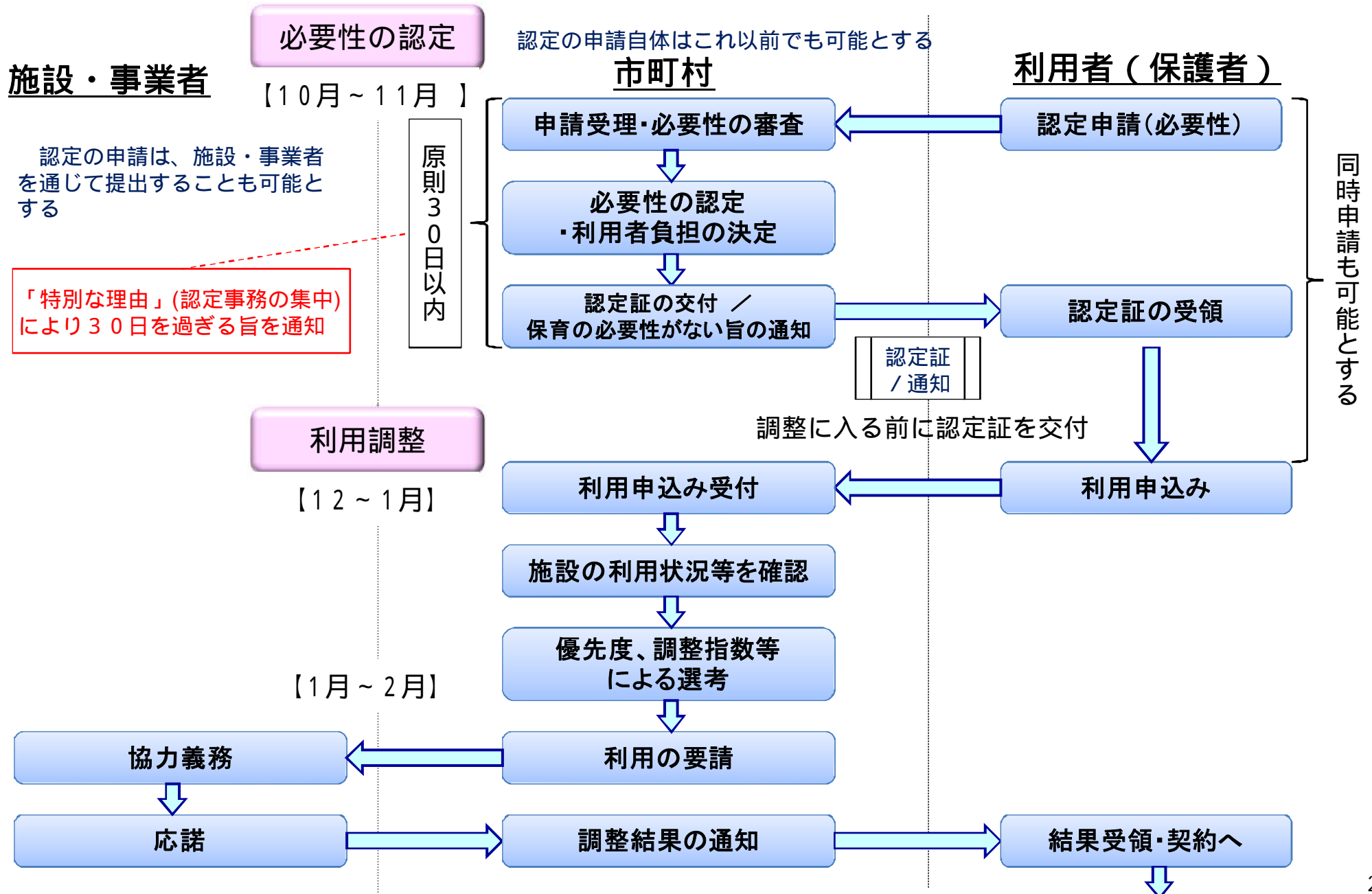
2. 支給認定に係る処分結果の通知について

① 1号認定の子ども

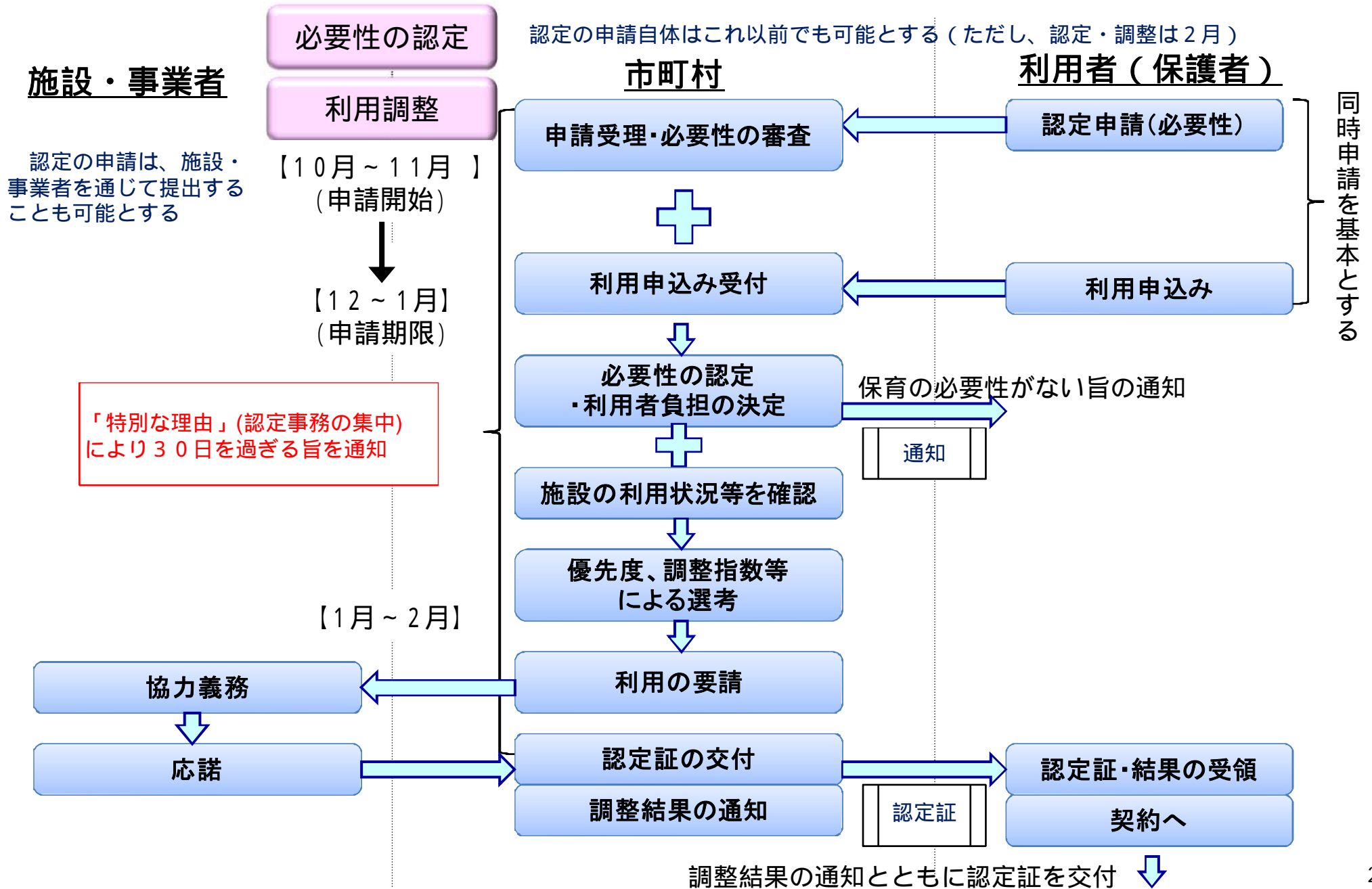


「特別な理由」(認定事務の集中)により30日を過ぎる旨を通知

② 2号・3号認定の子ども(4月入所イメージ1)



③ 2号・3号認定の子ども(4月入所イメージ2)



【論点1】処理見込み期間等の通知の方法

○ 子ども・子育て支援法第20条第6項において、

- ・ 認定申請に対する処分は、申請日から30日以内に行うこと、
- ・ 日時を要する場合は、申請日から30日以内に、処理見込み期間、理由等を通知することとされている。

< 子ども・子育て支援法 >
(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

- 6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

○ これは、行政の不作为により利用が妨げられることのないよう、できる限り迅速な処分が求められることから、講じられているもの。

子ども・子育て支援は、介護保険制度等と異なり、4月入所に向けて秋に一斉に手続が行われるという特別の状況があるが、4月入所については、

- ・ 保護者も秋から冬にかけて手続が行われることを承知して申請等の手続を行っており、
- ・ また行政においても、例年の作業であり、申請の放置等は想定されないことから、比較的柔軟に対応することも可能と考えられる。

【対応案】

- 一 認定申請を受理した際に、「4月入所の場合は認定事務が集中するため審査に時間を要することから、結果は〇月にお知らせ」する旨を一律に通知。

2号・3号については、「4月入所イメージ2」の場合、利用調整の結果と合わせて審査結果を通知することも可能。

＜留意点＞

- 郵送での申請の場合は、当該通知を郵送する必要性が生じ、事務負担が発生する可能性がある。
- 幼稚園・保育所において認定申請を受け付けた場合には、同様の通知書を保護者に手交。
市町村が、幼稚園・保育所を経由して通知書を交付。

【別案】

- 一 認定申請に当たって、「4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、結果は利用調整の結果とともに〇月にお知らせ」する旨を案内し、これに同意する旨の保護者の意思を、認定の申請に併せて書面により確認。

認定申請の書類等に、同意する旨の書面が添付されるイメージ

【論点2】支給認定を受けられない者への処分結果の通知について(主に2号・3号)

- 特に2号・3号の「4月入所イメージ2」の場合、利用調整の結果が出る時期まで処分結果が通知されないこととなるが、支給認定を受けられない者については、その結論が出た段階で、早期に通知する必要があると考えられる。
 - ・ 新制度は、従来「保育に欠ける判定」と「保育所入所決定」を同時に行っていたものを、「保育の必要性の認定」と「入所決定」を切り離すことにより、潜在的なニーズを顕在化させることを1つの趣旨としている。
この趣旨を踏まえれば、支給認定を受けられない者については、他の子どもの利用調整を待たずして、結果を通知し、異議申し立て等の権利を確保すべきと考えられる。